

# 村山市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	26,878	11,473,840	722,687	2,581,948	22.5	23.2

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

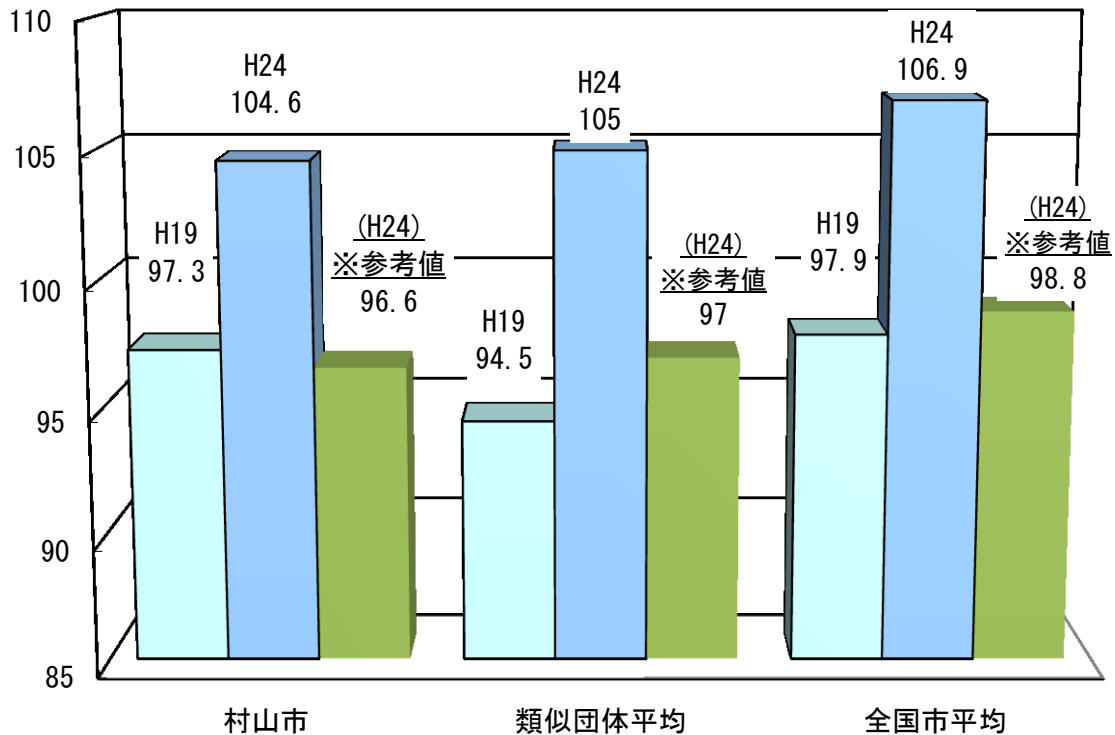
区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
23年度	275	1,101,457	147,951	396,255	1,645,663	5,984	5,863

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

(平成24年度 主な給与改定等)  
特になし

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

## (5) 給与改定の状況

### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
24年度	円	円	円 ( % )	%	%	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

※村山市は人事委員会を設置していない。

### ②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
24年度	月	月	月	月	月	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※村山市は人事委員会を設置していない。

## 2 一般行政職給料表の状況 (平成24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号級の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (24年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
村山市	42.5 歳	325,227 円	360,380 円	347,814 円
山形県	44.2 歳	348,900 円	431,200 円	375,900 円
国	42.8 歳	304,944 円 (329,917 円)	- 円 - 円	372,906 円 (401,789 円)
類似団体	43.5 歳	336,945 円	420,960 円	377,603 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間		参 考 A / B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
村山市	45.5 歳	22 人	290,760 円	319,937 円	305,182 円	-	-	-	
うち学校給食員	48.1 歳	9 人	302,311 円	317,801 円	308,635 円	調理師	42.0 歳	215,800 円	1.47
うち用務員	46.0 歳	2 人	264,550 円	285,917 円	278,467 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.38
うち自動車運転手	41.3 歳	3 人	272,319 円	343,013 円	306,347 円	自家用自動車運転者	50.6 歳	245,500 円	1.40
山形県	44.8 歳	544 人	326,600 円	369,500 円	347,500 円	-	-	-	
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 円 (285,030 円)	-	307,506 円 (323,181 円)	-	-	-	
類似団体	49.6 歳	23 人	304,275 円	325,815 円	315,213 円	-	-	-	

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 （C）	民間 （D）	C/D
村山市	—	—	—
うち学校給食員	5,020,462 円	2,935,300 円	1.71
うち用務員	4,510,144 円	2,861,400 円	1.58
うち自動車運転手	5,268,352 円	3,478,700 円	1.51

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータの平成21年～23年の3ヶ年平均値を使用している。技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤労手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
村山市	48.8 歳	339,402 円	355,922 円	344,413 円
山形県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	41.0 歳	305,230 円	— 円	347,846 円
類似団体	41.9 歳	299,088 円	321,102 円	308,072 円

### ④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
村山市	38.6 歳	296,542 円	344,532 円	322,689 円
山形県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	38.8 歳	95,383 円	352,939 円	321,113 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。  
3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況 (24年4月1日現在)

区 分		村山市	山形県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	135,600 円	— 円
	中学卒	— 円	125,400 円	— 円
福祉職	大学卒	161,600 円	— 円	— 円
	短大卒	149,800 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	172,200 円	— 円	— 円
	高校卒	144,500 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (24年4月1日現在)

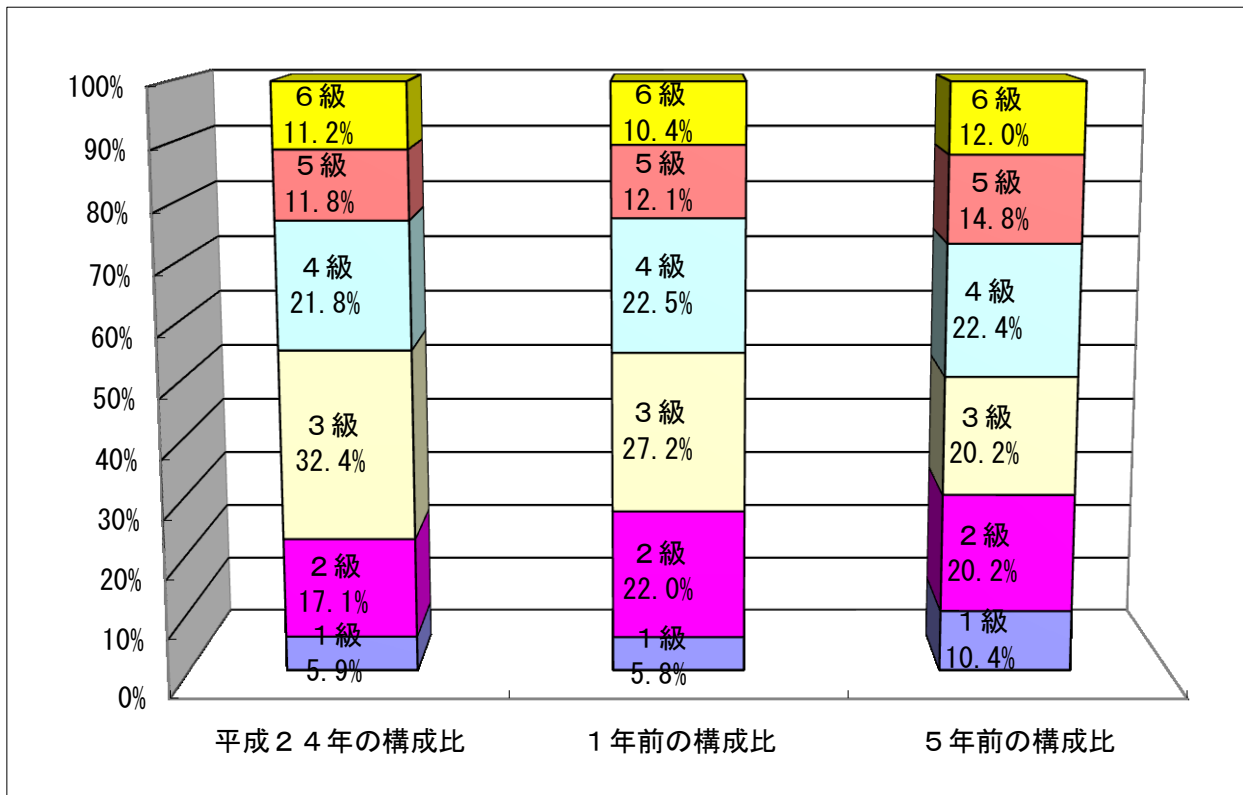
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	269,873 円	316,517 円	351,087 円
	高校卒	265,010 円	280,629 円	324,682 円
技能労務職	高校卒	— 円	262,500 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
福祉職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	239,160 円	293,275 円	325,075 円

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

##### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長、主幹	19 人	11.2 %
5 級	課長補佐	20 人	11.8 %
4 級	主査、係長	37 人	21.8 %
3 級	係長、主任	55 人	32.4 %
2 級	主事、技師、書記	29 人	17.1 %
1 級	主事、技師、書記、主事補、技師補、書記補	10 人	5.9 %

- (注) 1 村山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 1 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)  
 2 5年前の構成比についても、比較上、1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合して表示している。

##### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

検討中

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

村 山 市	山 形 県	国
1人当たり平均支給額（23年度） 1,360 千円	1人当たり平均支給額（23年度） 1,534 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.70 月分 勤勉手当 1.25 月分 ( — ) 月分 ( — ) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.20 月分 ( 1.40 ) 月分 ( 0.60 ) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 ) 月分 ( 0.65 ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### 【参 考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

検討中
-----

### (2) 退職手当（24年4月1日現在）

村 山 市	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 勤奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)	その他の加算措置
在職時の職務の級に応じ調整額を加算	在職時の職務の級に応じ調整額を加算
定年前早期退職特別措置（2～20%）加算	定年前早期退職特別措置（2～20%）加算
1人当たり平均支給額 803 千円 23,734 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当

#### (24年4月1日現在)

支給実績（23年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

### (4) 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

※村山市では平成19年度より特殊勤務手当をすべて廃止している。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 ( 2 2 年度決算 )	41,067 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 ( 2 2 年度決算 )	138 千円
支給実績 ( 2 3 年度決算 )	29,797 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 ( 2 3 年度決算 )	106 千円

(6) その他の手当 ( 2 4 年 4 月 1 日現在 )

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 ( 2 3 年度決算 )	支給職員 1 人当たり平均支給年額 ( 2 3 年度決算 )
扶養手当	・配偶者13,000円、一般の扶養親族は6,500円 (配偶者がいない場合はうち1人のみ11,000円) ・扶養親族の子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		330,804 千円	207,385 円
住居手当	・借家 限度額 27,000円 (月額12,000円を超える家賃を支払っている場合)	同じ		12,934 千円	281,167 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である場合に支給 ・交通機関利用 限度額 55,000円 ・交通用具使用 限度額 25,400円	異なる	・交通機関利用 市と同じ ・交通用具使用 限度額 24,500円 (支給区分が異なる)	15,578 千円	63,234 円
管理職手当	・課長 35,000円 ・主幹 15,000円	異なる	管理・監督の特殊性に基づき、一種から五種又は本府省課長補佐に区分し指定される	9,090 千円	363,600 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した場合 ・100分の135	同じ		12,760 千円	205,810 円
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として深夜に勤務した場合 午後10時～午前5時 100分の25	同じ		2,253 千円	66,259 円
寒冷地手当	本庁所在地 4 級地 ・扶養親族のある職員 17,800円 ・その他の世帯主である職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同じ		20,548 千円	66,284 円

## 6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	644,000 円 ( 920,000 円 )	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,010,000 円 / 389,500 円	
	副市長	552,000 円 ( 690,000 円 )	800,000 円 / 510,000 円	
	収入役	— 円 ( — 円 )	660,000 円 / 565,000 円	
	報酬	議長 435,000 円 ( — 円 )	495,000 円 / 274,000 円	
	副議長	385,000 円 ( — 円 )	440,000 円 / 234,000 円	
	議員	360,000 円 ( — 円 )	400,000 円 / 220,000 円	
期末手当	市区町村長 副市長 収入役	(24年度支給割合) 報酬月額に40%を加算した額の2.85月分		
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 報酬月額に40%を加算した額の3.00月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	92万円×在職月数×0.567	25,038,720	任期ごと
	収入役	69万円×在職月数×0.331	10,962,720	任期ごと
	備考	—	—	—

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。



## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

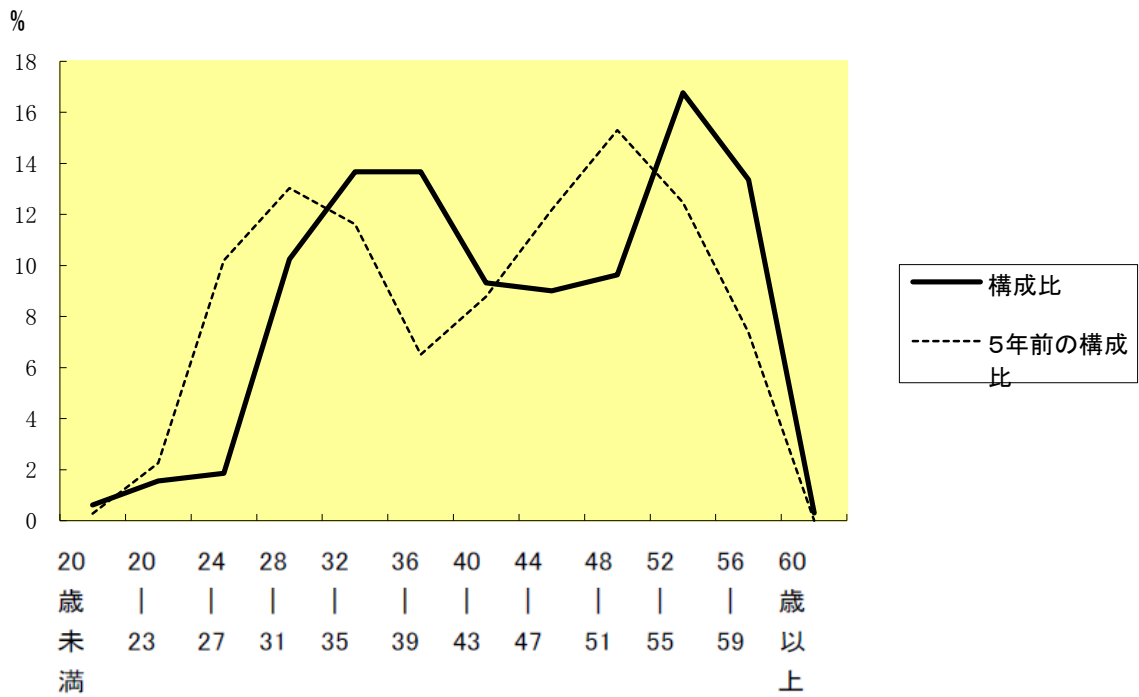
(各年4月1日現在)

分 区	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由		
	平成23年	平成24年				
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	6	1	育児休業者補充のため増
		総務	63	63	0	
		税務	13	13	0	
		民生	57	55	△ 2	係統合及び退職者不補充による減
		衛生	14	14	0	
		労働	2	2	0	
		農林水産	17	16	△ 1	係廃止による減
		商工	10	9	△ 1	退職者不補充
		土木	17	16	△ 1	退職者不補充
		計	198	194	△ 4	<参考> 人口10,000人当たり職員数 73.67 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 69.00 人)
	教育部門	41	40	△ 1	退職者不補充	
	消防部門	44	42	△ 2	退職者不補充	
	小 計	283	276	△ 7	<参考> 人口10,000人当たり職員数 105.29 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 94.66 人)	
公営企業等会計部門	水道	10	10	0		
	下水道	6	6	0		
	国保	10	10	0		
	介護保険	10	10	0		
	区画	1	1	0		
	小 計	37	37	0		
合 計	320 [383]	313 [383]	△ 7 [0]	<参考> 人口10,000人当たり職員数 116.45 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	8人	17人	21人	40人	44人	36人	27人	31人	41人	45人	1人	313人

### (3) 職員数の推移

#### ②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の 増減数 (率)
一般行政	218	214	208	201	198	194	△ 24 (△ 11.0)
教育	43	43	43	41	41	40	△ 3 (△ 7.0)
警察	-	-	-	-	-	-	-
消防	40	41	43	43	44	42	2 (5.0)
普通会計計	301	298	294	285	283	276	△ 25 (△ 8.3)
公営企業等会計計	40	40	38	37	37	37	△ 3 (△ 7.5)
総合計	341	338	332	322	320	313	△ 28 (△ 8.2)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については旧団体の合計職員数。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円	千円	千円	%	%
	642,177	-11,211	59,433	9.3	9.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	10	39,094	4,727	14,743	58,564	5,856	6,350

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(平成24年度 主な給与改定等)

特になし

#### ②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
村山市	42.6 歳	328,549 円	360,365 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円
事業者	一 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ③職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

村山市		団体平均	
1人当たり平均支給額（23年度）		1人当たり平均支給額（23年度）	
1,430 千円		1,492 千円	
（23年度支給割合）		（23年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.70 月分	1.25 月分	— 月分	— 月分
（—）月分	（—）月分	（—）月分	（—）月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%			

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（24年4月1日現在）

村山市			団体平均		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	（退職時特別昇給 なし）		その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置（2～20%）加算					
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	15,252	千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### ウ 地域手当

（24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

#### エ 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		0.0 %	
手当の種類（手当数）		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

※村山市では平成19年度より特殊勤務手当をすべて廃止している。

オ 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	2,132 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	237 千円
支給実績（23年度決算）	1,482 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	165 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （23年度決算）	支給職員1人当 り 平均支給年額 （23年度決算）
扶養手当	・配偶者13,000円、一般の扶養親族は6,500円（配偶者がいない場合はうち1人のみ11,000円） ・扶養親族の子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ	—	1,372 千円	196,000 円
住居手当	・借家 限度額 27,000円（月額12,000円を超える家賃を支払っている場合）	同じ	—	243 千円	243,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である場合に支給 ・交通機関利用 限度額 55,000円 ・交通用具使用 限度額 25,400円	同じ	—	378 千円	54,000 円
管理職手当	・課長 35,000円 ・主幹 15,000円	同じ	—	420 千円	420,000 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した場合 ・100分の135	同じ	—	70 千円	10,063 円
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として深夜に勤務した場合 午後10時～午前5時 100分の25	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	本庁所在地4級地 ・扶養親族のある職員 17,800円 ・その他の世帯主である職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同じ	—	762 千円	76,180 円

## 9 勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間（23年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38.75時間	午前8時30分	午後5時15分	午後0時 ～午後1時

(注) 業務の性質により、上記の勤務時間によることが出来ない勤務箇所（消防署など）の勤務時間は別に定めています。

### (2) 休暇制度の状況（23年4月1日現在）

#### ①年次有給休暇

1年につき20日付与（未取得日数分は20日を上限に翌年に繰越可能）

#### ②病欠休暇

負傷又は疾病の区分	期 間
(1) 公務上又は通勤による負傷若しくは疾病	必要と認められる期間
(2) (1)に掲げるもの以外の負傷又は疾病	
ア 結核性疾患	1年以内で必要と認められる期間
イ 高血圧症、動脈硬化性心臓病及び悪性新生物による疾病並びにその他慢性疾患で任命権者が特に必要と認めるもの	180日以内で必要と認められる期間
ウ 精神及び神経に係る疾病で任命権者が特に必要と認めるもの	
エ アからイまでに掲げるもの以外の負傷又は疾病	90日以内で必要と認められる期間
(3) 病欠休暇からの復職後も普通勤務が困難な場合	60日以内で必要と認める期間中1日につき必要と認められる期間

#### ③特別休暇

事 由	期 間
公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所等へ出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄移植ドナー休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	一の年において5日の範囲内の期間
結婚休暇	7日
女性職員の出産	産前8週間（多胎妊娠は14週間）産後8週間
生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分以内の時間
女性職員の生理	必要と認められる期間
妊娠中の女性職員・胎児の健康保持のための休息又は捕食	必要と認められる時間
妊産婦である女性職員の母子保健法に規定する保健指導・健康診査	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回について、それぞれ、1日の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間
妊娠中の女性職員・胎児の健康保持のための通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間以内でそれぞれ必要と認められる時間
妻の出産	出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
親族が死亡した場合	続柄に応じ、1日から10日の範囲内の期間
家族の追悼のための特別な行事	1日の範囲内の期間
配偶者、父母及び子並びに職員と同居する祖父母、孫及び兄弟の負傷又は疾病について看護が必要と認められる場合	一の年において3日（小学校就学の始期に達するまでの子は5日）以内で必要と認められる期間
夏季休暇	7月から9月の期間内で5日の範囲内の期間
感染症発生による交通遮断等	必要と認められる期間
災害による住居の滅失・損壊	15日の範囲内の期間
災害・交通機関の事故等による出勤困難	必要と認められる期間
災害時において、退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間

#### ④介護休暇・組合休暇

区分	承認基準	期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等を2週間以上にわたり介護する場合（無給）	連続する6月の期間内
組合休暇	任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合（無給）	一の年につき30日の範囲内の期間

#### （3）休業制度の状況（23年4月1日現在）

区分	承認基準	期間
育児休業	3歳に満たない子を養育する場合（無給）	養育する子が3歳に達するまでの期間
育児短時間勤務	小学校就学前までの子を養育する場合（給与一部支給）	養育する子が小学校に就学するまでの期間（1年以上1年以下の期間に限る）で、1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分の勤務
部分休業	3歳に満たない子を養育する場合（無給）	養育する子が小学校に就学するまでの期間で、1日の勤務時間の始め又は終わりに2時間以内の期間

### 10 分限及び懲戒処分状況

#### （1）分限処分者数（23年度）

分限処分とは、職員が職務を十分に遂行できない場合等に公務能率の維持向上を目的として、本人の意に反してもその身分に不利益な変動をもたらす処分である。

※該当者なし。

#### （2）懲戒処分者数（23年度）

懲戒処分とは、公務の規律と秩序を維持することを目的として、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う行政上の不利益処分である。

処分者 戒告1名

### 11 サービスの状況

#### （1）職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法の規定により、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がある。職務に専念する義務を免除される例として次のような場合がある。

- ・研修を受ける場合
- ・他の地方公共団体等からの委嘱を受けて、講演又は講義を行う場合
- ・職務遂行上必要な国、地方公共団体の実施する競争試験その他の試験を受ける場合

#### （2）営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法の規定により、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等の地位を兼ね、もしくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないこととされている。許可される例として次のような場合がある。

- ・市の出資法人の非常勤取締役として、無報酬で就任する場合
- ・職員が統計調査事務に従事する場合

## 1.2 研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修の実施状況（23年度）

区分	参加者数	主なもの
階層別研修	53人	新規採用職員研修、一般職員（初級・中級・上級）研修、係長研修、課長補佐研修、課長研修
部門別研修	21人	実務研修（税務・財務・法制等）
その他研修	210人	接遇研修、政策形成能力向上研修、プレゼンテーション研修、メンタルタフネス研修、モチベーション研修

### (2) 勤務成績の評定状況

実施していない。

## 1.3 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の福利厚生事業（23年度）

#### ①保健事業（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
共済総合健診	基本健診（全員）	市（共済組合との共催）
	肝炎ウイルス検診（35歳以上の希望する職員）	
各種検診	胃がん検診（40歳以上の職員及び30歳以上40歳未満の希望する職員）	市（共済組合との共催）
	大腸がん検診（40歳以上の職員）	
	肺がん検診（喫煙指数600以上の希望する職員）	
	前立腺がん検診（50歳以上の男性の希望する職員）	
	子宮がん検診（女性職員全員）	共済組合
乳がん検診（30歳以上の女性の希望する職員）		
選択検診	退職前人間ドック助成（退職予定の希望する職員）	互助会
	一般人間ドック助成（40歳以上の希望する職員）	
	脳ドック助成（40歳以上の希望する職員）	共済組合
	歯周病検診助成（40歳以上5歳毎の希望する職員）	
	人間ドック助成（40歳以上の希望する職員）	厚生会
オプション検診助成（腹部超音波、骨密度、前立腺がん検診）		
メンタルヘルスケア	メンタルヘルス相談医	共済組合
	メンタルヘルス研修会、こころのリフレッシュセミナー	
	こころの健康相談	
	ファミリー健康相談	
健康増進	ニューヘルスアップセミナー/ヘルスアップ料理教室	共済組合
	健康増進活動支援事業・メンタルヘルス研修会	厚生会
その他	生活向上支援事業、福利厚生制度充実支援事業	互助会

（注）共済組合とは山形県市町村職員共済組合を、互助会とは山形県市町村職員互助会を、厚生会とは村山市職員厚生会をい

#### ②給付事業（主なもの）

事由	共済組合 （法定給付以外のもの）	互助会	厚生会
傷病のとき	・一部負担金払戻し金	・一部負担金補助金	
死亡したとき	・埋葬料附加金	・弔慰金	
結婚したとき		・結婚祝金	・結婚祝金
妊娠・出産したとき	・出産費附加金		



## (2) 公務災害補償(23年度)

区 分	認定件数		
	負傷	疾病	合計
公務災害	1	0	1
通勤災害	0	0	0
合 計	1	0	1

## (3) 勤務条件に関する措置の要求状況(23年度)

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求(人事委員会や公平委員会に行うもので、本市は県人事委員会に業務を委託している。)があった場合に、審査し、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、市に必要な勧告を行うものである。

※該当者なし。

## (4) 不利益処分に関する不服申し立ての状況(23年度)

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、懲戒処分その他その意に反する不利益な処分について不服申し立て(人事委員会や公平委員会に行うもので、本市は県人事委員会に業務を委託している。)があった場合に、審査し、その結果、不服申し立てに理由があると認めた場合は、処分の取り消し、修正の決定を行い、また、必要がある場合には、市(処分者)に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱を是正するための指示を行うものである。

※該当者なし。